

川崎市老人いこいの家（愛称「いこいの家」）教養講座実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、川崎市老人いこいの家（以下「老人いこいの家」という。）を使用する高齢者のために、各種の教養講座を開催し、教養の向上や心身の健康の増進を図ることを目的とする。

（実施方法）

第2条 教養講座は、前条の目的を達成するため、川崎市老人いこいの家条例（昭和47年川崎市条例第60号）第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が実施する。

（科目）

第3条 教養講座の科目は、第1条の目的に相応しいものとする。

（受講資格者等）

第4条 教養講座を受講できる者は、本市に住居を有する60歳以上の者とする。
ただし、指定管理者が適当と認めた者はこの限りでない。
2 教養講座の受講は、原則として初心者優先とする。

（費用負担）

第5条 受講料は無料とする。ただし、講座に必要な参考資料及び現材料費などは、受講者が負担する。

（講師の要件）

第6条 講師は、次の各号に該当する者とする。
（1）高齢者に理解があり、かつ技能又は知識を有する者
（2）原則として本市に住居を有する者

（講座の期間）

第7条 講座の期間は、毎年4月から翌年3月までの期間で指定管理者が定める。

（その他）

第8条 この要綱に定めのない事項については、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。